

公益財団法人篷庵社

選考委員会規程

(設置)

第1条 定款第4条第1項に基づく事業の対象となる者を選考するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、理事長の諮問に応じて、定款第4条第1項に掲げる事業の対象となる者を選考する。

(委員会)

第3条 委員会は、5人以上15人以内の選考委員（以下「委員」という。）及び企画会議規程に定める専門委員で構成する。

(委員)

- 第4条 委員の任期は1期2年とする。ただし2期を超えての再任は不可とする。
- 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
 - 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 委員のうちには、この法人の役員が3分の1を超えて含まれてはならない。
 - 委員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、委員総数（現行数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。又、委員には定款第28条の規定を準用する。

(委員長)

- 第5条 委員会には委員長1名を置く。
- 委員長は理事会の決議によって選定する。
 - 委員長は必要に応じて委員会を招集し、会議の議長は委員長が当たる。
 - 委員長が欠け、又は事故があるときは、あらかじめ指名された委員が、その職務を行ない、又は代理する。

(定足数)

第6条 委員会は委員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決並びに書面表決等)

第7条 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 やむをえない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の場合における前条及び第1項の規定の適用については、その委員は出席しかつ議決したものとみなす。
- 4 委員が応募者と直接の利害関係者（推薦者、共同研究者等）となった場合、その選考について表決に加わることはできないものとする。

（委員以外の出席）

第8条 委員長は必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員及び専門委員以外の出席を求め、その意見を聞く事ができる。

（委員会出席者の秘密保持）

第9条 委員会出席者は、審議の経過及び結果、知り得た個人情報の機密事項については秘密を守らなければならない。

（議事録）

第10条 委員会の議事についてはその経過の要領、及び結果を記載した議事録を作成する。
2 議事録は議長が署名捺印し、理事長に提出する。

（細則）

第11条 この規程の施行についての細則は、必要に応じて、委員会の議決を経て、理事会に報告するものとする。

附則

この規程は令和2年3月11日から施行する。

平成12年3月10日制定
平成23年4月1日改定
平成30年4月1日改定
令和2年3月11日改定